1 募集概要

本市では、出産後の心身ともに不安定な時期にあって支援が必要な母子を対象に、心身のケア及び育児のサポートを行うことにより、家庭で自立して、安心して子育てができるよう支援するため、当事業対象者を病院、診療所や助産所へ滞在させ、指導等を行う「堺市産後ケア事業」を実施しています。この度、「堺市産後ケア事業運営業務【宿泊型、デイサービス型】」について、本市が定める本事業の要件に該当し、産後ケアに関する知識及び技術において高い専門性を有する事業者を募集します。

2 業務の仕様等

(1) 事業の対象者

市内に住所を有する生後 6 か月未満の乳児及びその母親(乳児等)のうち、支援者がなく、かつ、家族等から家事や育児等の援助が受けられない者であって、次のいずれかに該当する者

- ① 体調不良であり、又は育児に不安がある者
- ② 子どもの養育を安定して行うことが困難と認められる者
- ③ 出産後の在宅生活において、特に支援が必要であると市長が認める者

ただし、感冒その他の感染症の疾患に罹患し、又は疑いのある乳児等及び入院又は加療を要する乳児等を除く。

※事業の利用決定は本市各区子育て支援課が行う。

(2)業務の概要

事業対象者を病院、診療所や助産所に滞在させ次の①から⑦の指導等を実施し、食事を提供する。

なお、下記①から⑦の指導等は、助産師、保健師又は看護師の資格を有する者が行うこととする。

- ① 産後の母の心身のケア及び保健指導
- ② 乳房管理及び授乳の指導
- ③ 乳児の発育及び発達並びに健康状態の確認
- ④ 沐浴及び育児の指導
- ⑤ 在宅での子育てに関する相談及び指導
- ⑥ 家族計画に関する指導
- ⑦ その他必要とする育児及び保健指導

※業務の詳細は、堺市産後ケア事業運営業務【宿泊型、デイサービス型】契約関係書類別紙 1~2を参照。

3 予定契約期間

令和7年10月1日(水)~令和8年3月31日(火)

※次年度以降の契約は、契約時点での堺市産後ケア事業の実施に関する要綱の要件を満たして おり、安全かつ良好な運営が行われていることを本市が確認できた場合において、継続して 契約する可能性がある。ただし、今後の本市施策方針により変更する場合がある。

4 募集担当課

〒590─0078

堺市堺区南瓦町3番1号 (堺市役所 高層館8階)

堺市子ども青少局 子ども育成課

電話番号: 072-228-7612 FAX : 072-228-8341

e-mail : koikusei@city.sakai.lg.jp

5 募集要件

以下の要件を全て満たしている事業者

- (1) 次に該当する事業者であること。
 - ・本市内に所在する医療法に定める病院、診療所又は助産所であること。病院、診療所は、産 科又は産婦人科を標榜していること。
 - ・産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において 専ら妊産婦とかかわる助産師を配置していること。
- (2)「堺市産後ケア事業の実施に関する要綱」に規定する、事業内容を実施可能であること。
- (3) 事業実施施設内に、入所室(産婦を入所させる室)、入浴施設及び沐浴指導施設を有すること。
- (4) 利用者入所中は常時1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置し、母体のケア、乳児のケア、育児指導を行う体制を確保できること。
- (5) 当事業の実施に関して、助産所については、病気発症等の利用者を緊急的に受け入れてもら う協力医療機関が存し、当医療機関との連携体制が構築されていること。
- (6) 本市との連携体制が確保でき、本市の求めに応じ施設内の現地確認が可能であること。
- (7) 事業者以外の医療機関等で出産された利用者の受入れが可能であること。
- (8) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと (同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。) 及び堺市契約規則(昭和50年規則第27号。以下「契約規則」という。)第3条の規定に該当 しないこと。
- (9) 堺市産後ケア事業運営業務【宿泊型、デイサービス型】事業者応募の提出締切日から契約日までの間に堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)による入札参加停止又は入札参加回避を受けていないこと。なお、入札参加有資格者でない者にあっては当該措置要件に該当する行為を行っていないこと。

- (10) 堺市産後ケア事業運営業務【宿泊型、デイサービス型】事業者応募書類の提出締切日から契約日までの間に堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定。以下「排除要綱」という。)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)を受けている者ではないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)を受けた当該通報に係る者でないこと
- (11) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

6 応募手順

- (1) 募集要項の配付
 - 配付方法

前記4の募集担当課において書類配付を受けるか、堺市ホームページからダウンロード すること。

② 配付期間

令和7年8月7日(木)~8月21日(木)

※前記4の募集担当課での配付受付は、午前9時から午後5時30分まで。 (土曜、日曜、祝日は除く。)

(2) 業務等についての問合せ

業務内容等に関する質問は、前記4の募集担当課まで、募集要項配付期間内に行うこと。

- (3) 応募書類の提出
 - ① 提出方法 前記4の募集担当課まで郵送(期間内必着)又は直接持参すること。
 - ② 提出期間

令和7年8月7日(木)~8月21日(木)

※前記4の募集担当課での配付受付は、午前9時から午後5時30分まで。 (土曜、日曜、祝日は除く。)

7 提出書類

次の書類を各1部提出すること。

- ・堺市産後ケア事業運営業務【宿泊型、デイサービス型】事業者応募申請書(様式1)
- · 応募者概要報告書(様式2)
- ・堺市産後ケア事業実施(予定)施設報告書(様式3)
- ・堺市産後ケア事業実施計画書(様式4)

8 審査及び審査結果

- ・提出書類及び事業実施予定施設の実地調査結果を基に審査を行う。
- ・実地調査の日程は、応募書類受領後個別に案内する。 (実地調査は令和7年8月21日~8月29日の間で実施予定)
- ・実施事業者のうち、本事業の委託契約を締結した事業者の名簿は本市ホームページにて公表する。

9 その他注意事項等

- ・提出書類の作成等、応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。また、応募に係る経費 及び準備等の損害賠償には一切応じない。
- ・提出書類は審査結果にかかわらず返却しない。 ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとする。なお、提出書類等は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- ・応募書類を提出した後に、応募を辞退する際には、辞退届を提出すること。